

一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会定款について、以下の通り変更する。

1. 定時社員総会の開催時期を5月から4月に変更する。
(理由) 現状と合わせるため。
2. 監事の任期を4年から2年に変更する。
(理由) 理事の任期と合わせるため。
3. 施行日は、令和8年4月の社員総会の日とする。

【現行】

第4章 社員総会

(開催)

第10条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

第5章 役員

(任期)

第23条 略。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

以下、略。

【改訂案】

第4章 社員総会

(開催)

第10条 社員総会は、定時社員総会として毎年度4月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

第5章 役員

(任期)

第23条 略。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

以下、略。